

生産者の皆さまへ

米トレーサビリティ法についてのお知らせ

※ 米トレーサビリティ法の目的

- 問題(食品として安全性を欠くものが流通する等)が発生した場合などに、流通ルートを速やかに特定できるよう、生産から販売(食事としての提供を含む。)までの各段階を通じ、米穀等(米・米加工品)の移動をわかるようにすることです。
- このため、米穀等の取引等の記録を作成・保存すること、産地情報を取引相手や消費者に伝達することを義務づけるものです。

お米(ふりい下米を含む)を販売(出荷)する場合

1 取引相手が米穀事業者の場合

※ 米穀事業者:JA、庭先集荷業者、直売所への販売委託、飲食店、弁当屋 等

産地の伝達が必要です。

- ・ 取引伝票(納品書、領収書等)や容器包装に記載することにより伝達して下さい。
- ・ 例えば、「島根県産」や「国内産」等の記載をして下さい。

取引等の記録の作成が必要です。(裏面記載例を参照)

- ・ 必要な記録事項は、①産地、②名称、③数量、④年月日、⑤取引相手、⑥搬出入の場所(住所等)、⑦用途を限定して生産された米穀はその用途(飼料用、米粉用、種子用、輸出用、加工用、備蓄用等)です。
- ・ 取引伝票などに必要な事項が記載されていれば、それを保存しておくことで記録の作成に代えられます。

取引等の記録は3年間の保存が必要です。

一般消費者に販売する場合は、食品表示法に基づく表示が必要です。

2 取引相手が消費者の場合

産地の伝達が必要です。

- ・ 取引伝票や容器包装に記載することにより伝達して下さい。
- ・ 消費者へ無償で譲り渡す場合は、産地情報の伝達は不要です。



- 乾燥調製を委託した場合には、搬出入の記録の作成及び保存が必要です。
- 食用に適さないお米を廃棄した場合にも、記録の作成及び保存が必要です。
 - ・ 必要な記録事項は、名称、数量、年月日、相手先、搬出入の場所(廃棄又は亡失(火災で焼失等)した場所)、用途を限定して生産された米穀はその用途です。

- 生産したお米をすべて自家消費し、販売(出荷)していない生産者は、取引、搬出入及び廃棄等の記録の作成及び保存並びに産地情報の伝達は必要ありません。

お米を生産・販売される 皆さま へ（お願い）

自分で生産したお米を、外食店（レストラン、食堂、ラーメン店、うどん・そば店、寿司店、喫茶店など）や仕出料理店、お弁当店、JA、米穀店、宿泊施設（ホテル、旅館、民宿）などへ販売する時は、
⇒「米トレーサビリティ法」により、お米の「取引記録の作成・保存」及び「産地情報の伝達」を行う義務があります。

「取引記録の作成・保存」と「産地情報の伝達」の方法

面倒でも、お米を直接売るときには、納品書、領収書（証）など、お米を売ったことがわかる伝票を作ってください。

伝票には、①「産地」②「品名」③「数量」④「年月日」⑤「あて名」⑥「生産者ご自身の住所氏名」を必ず記載してください。

【納品書の例】

納 品 書			
食堂 おいしい店 様			令和2年4月1日
下記のとおり納品しました。			
			松江市〇×町100番地 島根 米三郎 印
品 名	数 量	単 価	金 額（税込）
コシヒカリ (島根県産)	10	8,000	80,000

【領収書の例】

領 収 書	
食堂 おいしい店 様	
令和2年4月1日	
¥ 80,000. -	
但し、コシヒカリ(島根県産) 10袋 代金として	
松江市〇×町100番地 島根 米三郎 印	

【注意していただくこと】

- ① 「記録の作成・保存」とは、納品書又は領収書を作成し、その(控)を保存しておくことです。(3年間)
 - ② 「産地情報の伝達」とは、生産した地名等を伝票や容器包装に記載して販売先に知らせることです。(「国内産」・「島根県産」・「松江市産」など)
 - ③ JAへ出荷される場合は、JAからの伝票を大切に保管してください。
- ※ この法律に違反すると、罰則(50万円以下の罰金)を受けることがあります。

【お問い合わせ先】

島根県農林水産部農畜産課 TEL:0852-22-5138
中国四国農政局島根県拠点 TEL:0852-24-7456